

上富良野町公告第1号

企画競争実施の公告について

令和2年2月10日

上富良野町長 向山 富夫

次のとおり、公募方式による企画提案書を募集し、その内容を審査して最良の提案者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル」という。)を実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名 上富良野町立病院基本構想及び基本計画策定業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 上富良野町立病院基本構想及び基本計画策定業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年2月28日まで
- (4) 予定金額の上限金額

この委託業務料は、予定金額は、5,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限としていることから、業務委託料の積算にあつては、予定金額以内とすること。ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、町はその損害について一切負担しない。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 北海道内に本支店又は営業所等を有し、本業務の実施について迅速かつ円滑に対応が可能な体制であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 平成31年度・令和2年度上富良野町競争入札参加者名簿「設計」の項に登録されている若しくは企画提案書の提出期日までに同項に登録が予定されていること。
- (4) 会社更生法(令和14年法律154号)による更正手続開始の申立て又は民事再生法(令和11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 参加表明書提出期限までに、官公庁から指名停止措置等を受けていないこと。
- (6) 国税(法人税等)及び地方税の滞納がない者
- (7) 平成20年4月1日以降に、病床数が50床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。)の新築又は全改築の基本構想又は基本計画の策定業務を、元請として受託実績があること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、配置する担当者は、統括責任者、主任担当者、設計担当者を各1名の3名を配

置すること。なお、兼務は認めない。設計担当者は複数でも構わない。

- (9) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を、統括責任者又は主任担当者に充てること。
- (10) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、発注者の指示に柔軟に対応出来ること。

3 契約担当部局

(1) 担当部署

〒071-0561 北海道空知郡上富良野町大町3丁目2番15号

上富良野町立病院 病院施設整備室(上富良野町立病院内)

電話 0167-45-3171 FAX 0167-45-4578

E-mail アドレス byouin@town.kamifurano.lg.jp

(2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加申込書に必要な書類を添えて提出すること。

ア 提出期限 令和2年2月28日(金)17時00分必着

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参(閉院日及び閉院時間を除く)又は配達証明付書留郵便による。

エ その他 上記のほか必要な事項は、上富良野町立病院 基本構想・基本計画策定業務実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるものとする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

本業務の公募型プロポーザルの参加資格を得た者は、下記のとおり企画提案書に必要な書類を添えて提出すること。

ア 提出期限 令和2年3月18日(水)17時00分必着

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参(閉院日及び閉院時間を除く)又は配達証明付書留郵便による。

エ その他 上記のほか必要なものは、実施要領に定めるものとする。

(4) 公募型プロポーザル実施スケジュール

企画提案審査にあたり選定委員会によるプレゼンテーションを、次のとおり実施する。

ア 日時 令和2年3月24日(火) ※別途通知するものとする。

イ 場所 上富良野町立病院内 別途通知する

(5) 優先交渉者の決定

令和2年4月上旬までに決定する。

4 その他

- (1) 関係書類等については上富良野町ホームページからダウンロードする。
- (2) 関連情報を入手する場合は「質問書」により提出すること。